

警察官のサングラス着用について

袋井警察署の警察官が屋外において活動する際に、太陽光の影響により職務執行に支障がある場合、サングラスを着用して活動する場合があります。

これは、警察官の交通事故・受傷事故防止対策の一環であり、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

《サングラスを着用する場合の例》

- 警察車両(バイク含む)の運転時
- 交通整理等の実施中
- その他、捜査・検索活動中

において、太陽光により業務に支障が生じ、あるいは生じるおそれがある場合。



サングラスの一例